

JCF 日本プロフェッショナル競技ダンス連盟中部総局
アマチュアN級～A級昇降級規定

JCF アマチュア競技部
平成21年12月9日

(目的)

第1条 本規定はJCF日本プロフェッショナル競技ダンス連盟中部総局が公認するN級～A級における登録選手の昇級及び降級の基準を明確に定めることを目的とする。

(適用)

第2条 本規定はJCF中部総局アマチュアN級～A級の公式戦に適用するものとする。

(出場資格)

第3条 N級以上の競技会出場資格は、選手登録済みで、N級以上の登録選手とする。

(出場組数)

第4条 出場組数とはエントリー組数ではなく、実際に当該試合に出場した組数とする。
また、出場組数3組以上で試合成立とする。

(競技年度)

第5条 競技会の年度は1月1日から12月31日までとする。

(昇級)

第6条 昇級については別表1-1による。成績とは競技会終了後の公式な最終成績を指し、級は個人に付与される。

同一級において種目の異なる競技が複数セクション行われた場合、そのセクション数だけ競技会が行われたものとする。

競技成績は次年度まで有効とする。

他総局での成績は、中部総局の昇降級規定に当てはめることとする

(降級)

第7条 降級について、本年度は適用しない。

(降級特別処置)

第8条 出産、海外出張、怪我、及び疾病等により競技会に出場出来なかったときはJCFに申請し、審議により妥当と認められた場合、降級対象としない。

(施工)

第9条 本規定は平成22年1月1日より施行する。

別表1-1

昇級	昇級基準	昇級期日
N級 D級	N級戦において、エントリー組数の20%以内の順位を得たとき(端数切り上げ)	即日昇級
下位級 C級	D級以下の登録選手がD級戦以上に出場し、エントリー組数の20%以内(端数切り上げ最大6位まで)の順位を得たとき。	1月1日
下位級 B級	C級以下の登録選手がC級戦以上に出場し、エントリー組数の20%以内(端数切り上げ最大6位まで)の順位を対象期間内に2回獲得したとき	1月1日
下位級 A級	B級以下の登録選手がB級戦又はA級戦に出場し、エントリー組数の20%以内(端数切り捨て最大6位まで)の順位を対象期間内に2回獲得したとき	1月1日

注1: 競技成立を条件に最低1組は昇級する。昇級条件の最下位が同点の場合は、同点の全組が対象となる。

注2: 競技成績結果が昇級基準と降級基準の両方に関わった場合は昇級基準が優先する。